

企業を守る！人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう！

# 問題社員の実務対応

## ～会社と従業員を守るための方法～



【講座内容】

- ★問題社員を採用しないための採用面接法（質問のコツ）が分かります。
- ★懲戒処分の仕方と会社を守るための就業規則の記載方法が学べます。
- ★退職させたい社員が出てしまった場合の実務対応法が学べます。

1. 問題社員を見抜くための採用面接のコツ ～質問のポイント～
2. 問題社員に対する指導法
3. 懲戒処分の仕方と就業規則の記載方法
4. 退職させたい社員が出てしまった場合の対処法
5. 指導書の出し方、実例

※問題社員…無断欠勤を繰り返し行っている社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等



退職、解雇、残業代 etc...労使トラブルは増加傾向にあります。「いままで当社では一切発生しなかった」という事業者様も、事前の対策をしないままでいざ問題が起きた後では、時間も手間もお金もかかり大きな損害につながってしまうかもしれません。そこで今回のセミナーでは、労使トラブルを未然に防ぎ、いざというときの確に対応するための方法を、実務に強い講師がわかりやすく解説いたします。御社を守るために、是非ご参加ください。

開催日：2024年12月11日(水)

時間：14:00～16:00

会場：イヤタカ(秋田市中通6丁目1-13)

受講料：会 員：無 料

非会員：2,000円(内税181円)

### 【申込方法】

下記参加申込書に記入の上、FAXで12月3日(火)までにお申込ください。(定員50名)  
後日「参加証」・「参加費のご請求書」をFAXいたしますので、「参加証」のみを当日ご持参ください。

〈主催〉公益社団法人 **秋田南法人会**

秋田市卸町3-6-3 秋田卸センター別館内  
TEL018-866-2630 FAX 018-866-2631



講師

なかやま のぶお  
**中山 伸雄 氏**

- ・社会保険労務士法人 Nice-One 代表
- ・社会保険労務士

大学卒業後1年間、新聞配達に住み込みアルバイトで浪人生活をしながら社会保険労務士の資格取得。生命保険会社にて営業職で2年、その後労務管理システム会社の営業職を3年経験の後、平成20年に社会保険労務士としてコネなし、コネなし、経験なしの状態から、独立開業。独立後にもアルバイトをしながら自己研さんを積み、初めて顧問先企業を獲得後、わずか9年で従業員数17名、顧問先数は150社を超える、埼玉県内では最大規模の大手事務所を作り上げ、また全国でもトップクラスの成長率を達成する。現在も、自ら現場中心の活動を継続し、年間延べ300件以上の労務コンサルティング実務、企業研修も主に顧問先向けに、年間60回以上をこなす。

(2024.12.11)『問題社員の実務対応』受講申込書

(公社)秋田南法人会 行き：FAX 018-866-2631 申込日(令和 年/ 月/ 日)

住所	〒		
会社名	(TEL FAX )		
参加者名			

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講座に関する連絡の目的のみ使用致します。